

公益財団法人 馬事文化財団

定 款

(制定 平成 25 年 1 月 4 日)  
改正 平成 25 年 2 月 26 日  
" 平成 26 年 2 月 27 日  
" 平成 27 年 3 月 5 日  
" 平成 28 年 2 月 25 日  
" 平成 29 年 2 月 23 日  
" 平成 30 年 2 月 23 日  
" 平成 31 年 2 月 22 日  
" 令和 元年 12 月 4 日

第 1 章 総則

(名称)

**第 1 条** この法人は、公益財団法人馬事文化財団（以下「財団」という。）と称する。

(事務所)

**第 2 条** 財団は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 財団は、理事会の決議によって、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(事業年度)

**第 3 条** 財団の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

**第 4 条** 財団は、馬事博物資料の収集、保管、展示等に関する事業を行い、馬の文化に関する知識の普及を図ることにより、一般公衆の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

**第 5 条** 財団は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 馬に関する文献、標本、写真、フィルム等の博物資料（以下「馬事博物資料」という。）の収集、整理、保管及び展示
- (2) 前号の事業の実施に必要な根岸競馬記念公苑の馬の博物館その他の施設の管理運営
- (3) 馬事博物資料の調査、研究
- (4) 馬事博物資料に関する印刷物の編集及び刊行
- (5) 馬文化に関する普及及び教育
- (6) 馬文化の保存、振興
- (7) その他財団の目的を達成するために必要な事業

- 2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

(資産の種別)

**第6条** 財団の資産は、基本財産及びその他の財産とする。

- 2 基本財産は、財団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたもの及び別表の財産をもって構成する。
- 3 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理及び運用)

**第7条** 財団の資産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金については、銀行等への預金、信託会社への信託及び国債、公債等の購入等、安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の維持又は処分の制限)

**第8条** 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 基本財産は、これを処分若しくは除外し、又は担保に供することができない。ただし、財団の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の承認を受けて、その一部を処分若しくは除外し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

**第9条** 財団の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

**第10条** 財団は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度内においてその他の財産をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

- 2 財団は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の承認を受けて、長期借入金の借入れをすることができる。
- 3 財団が、重要な財産の処分及び譲受けを行おうとするときも、前項と同じ承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

**第11条** 理事長は、毎事業年度開始前に、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

**第 12 条** 財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て、理事会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 前 3 号に掲げるものの附属明細書
- (5) 財産目録
- (6) その他法令等で定められた書類

2 理事長は、理事会の承認を受けた前項の書類（第 4 号の書類を除く。）について、定時評議員会の承認を受けなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

**第 13 条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

#### 第 4 章 評議員

（定数）

**第 14 条** 財団に評議員 5 名以上 8 名以内を置く。

（選任及び解任）

**第 15 条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合には、理事及び監事の構成について規定した認定法第 5 条第 10 号及び第 11 号の規定を準用する。

3 評議員は、財団の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

**第 16 条** 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

**第 17 条** 評議員の報酬は、毎年総額 100 万円を超えないものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

**第18条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

**第19条** 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の選任及び解任
  - (3) 評議員の報酬等の支給の基準
  - (4) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
  - (5) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書の承認
  - (6) 各事業年度の事業報告並びに貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
  - (7) 定款の変更
  - (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
  - (9) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第2項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

**第20条** 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

- 2 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会として開催する。

(招集)

**第21条** 評議員会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 前項による請求があったときは、理事長はその請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知を発しなければならない。

(定足数)

**第 22 条** 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

**第 23 条** 評議員会の議長は、その都度評議員会で互選する。

(決議)

**第 24 条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議によって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分若しくは除外又は担保に供することの承認

(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第28条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を、それぞれ選任するものとする。

(決議の省略)

**第 25 条** 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

**第 26 条** 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

**第 27 条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

## 第 6 章 役員

(定数等)

**第 28 条** 財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上 6名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長のほか、必要に応じ専務理事、常務理事を置くことができる。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任)

**第29条** 理事及び監事の選任は、評議員会の決議によって行う。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、財団の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事及び監事を選任する場合には、認定法第5条第10号及び第11号の定めによる。

(理事の職務及び権限)

**第30条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、財団を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、財団の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、評議員会及び理事会の招集並びに理事会の議長の職務を代行する。

4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第31条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成するほか、法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、財団の業務及び資産の状況の調査をすることができる。

(任期)

**第32条** 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。監事についてはこの限りでない。

- 4 役員は、第 28 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

**第 33 条** 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって行われなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 前項の場合には、評議員会の開催の日の 7 日前までに、当該役員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、評議員会における議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(報酬等)

**第 34 条** 役員に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

## 第 7 章 理事会

(構成)

**第 35 条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

**第 36 条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 財団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

**第 37 条** 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 法令で定めるところにより、理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 法令で定めるところにより、監事から理事長に対し招集の請求があったと

き。

- (4) 前2号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合において、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(招集)

**第38条** 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第4号により理事又は監事が招集する場合を除く。

- 2 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定により理事又は監事から理事会の招集の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

**第39条** 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

**第40条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

**第41条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

**第42条** 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

**第43条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第30条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

**第44条** 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。



## 第 8 章 事務局等

(事務局等)

**第 45 条** 財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

**第 46 条** 財団は、法令で定めるところにより、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(3) 理事、監事及び評議員の名簿

(4) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準

(5) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び附属明細書

(9) 監査報告

(10) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

## 第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

**第 47 条** この定款は、評議員会において、決議に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第 4 条、第 5 条及び第 15 条についても適用する。

3 定款の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

**第 48 条** 財団は、評議員会において、決議に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議により、他の法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

**第 49 条** 財団は、基本財産の滅失による財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第 50 条** 財団が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会において、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる者に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

**第 51 条** 財団が、解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会において、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、認定法第5条第17号に掲げる者に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告

（公告の方法）

**第 52 条** 財団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 11 章 補則

（委任）

**第 53 条** 法令及びこの定款に定めるもののほか、財団の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第3条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 財団の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

代表理事（理事長）	畑山 光伸
業務執行理事（専務理事）	長澤 良信
- 4 財団の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	畑山 光伸
理事	長澤 良信
理事	末崎 真澄
理事	小川 欽司

定款

理事	山崎 郁夫
監事	奥 寛
監事	五島 崇

5 財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井上 謙吾  
小笠原信夫  
岡部 長忠  
酒井 俊夫  
澤野 由紀子  
山崎 毅紀  
横山 清弘

附 則

この定款は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 26 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 27 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 31 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年 12 月 4 日から施行する。

定款

別表 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産 (第6条関係)

財産種別	場所・数量等
馬事博物資料	絵画 243点
	彫刻 22点
	工芸 133点
	考古 79点
	古文書 32点
	染織 6点
	書籍 5点
	合計 520点

平成30年12月以前取得